

ホスティングサービス契約約款

平成30年2月1日

KDDI 株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 ホスティングサービスのタイプ等

- 第4条 ホスティングサービスのタイプ等

第3章 ホスティングサービスの提供区間等

- 第5条 ホスティングサービスの提供区間等

第4章 ホスティングサービス契約

- 第6条 契約の単位
- 第7条 ホスティングサービス契約申込の方法
- 第8条 ホスティングサービス契約申込の承諾
- 第9条 基本機能
- 第10条 ホスティングサービスのタイプ等の変更
- 第11条 ホスティングサービスの利用の一時中断
- 第12条 ホスティングサービス契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第13条 ホスティングサービス契約者が行うホスティングサービス契約の解除
- 第14条 当社が行うホスティングサービス契約の解除
- 第15条 その他の契約内容の変更
- 第16条 その他の提供条件

第5章 付加機能

- 第17条 付加機能の提供
- 第18条 付加機能の利用の一時中断

第6章 利用中止等

- 第19条 ホスティングサービスの利用中止
- 第20条 ホスティングサービスの利用停止

第7章 通信

- 第21条 通信利用の制限等
- 第21条の2 同上
- 第22条 当社の契約約款等による制約

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

- 第23条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

- 第24条 定額利用料の支払義務
- 第25条 工事費の支払義務

第3節 料金の計算方法等

- 第26条 料金の計算方法等

第4節 割増金及び延滞利息

- 第27条 割増金
- 第28条 延滞利息

第9章 最低利用期間

- 第29条 最低利用期間

第10章 保守

- 第30条 ホスティングサービス契約者の維持責任
- 第31条 ホスティングサービス契約者の切分責任
- 第32条 修理又は復旧の順位

第11章 損害賠償

- 第33条 責任の制限
- 第34条 免責

第12章 雑則

- 第35条 承諾の限界
- 第36条 利用に係るホスティングサービス契約者の義務

- 第37条 ホスティングサービス契約者に係る情報の利用
- 第38条 法令に規定する事項
- 第39条 閲覧

第13章 附帯サービス

第40条 附帯サービス

別記

- 1 ホスティングサービスの提供区間
- 2 ホスティングサービス契約者の地位の継承
- 3 ホスティングサービス契約者の氏名等の変更
- 4 ホスティングサービス契約者の禁止行為
- 5 当社の維持責任
- 6 附帯サービスの提供
- 7 新聞社等の基準

料金表

通則

第1表 ホスティングサービスに係る料金等

- 第1 基本利用料
- 第2 付加機能利用料
- 第3 工事費

第2表 附帯サービスに係る料金等

- 第1 削除
- 第2 手数料
- 第3 ライセンス料
- 第4 支払証明書の発行に係るもの

別表 基本機能

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このホスティングサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりホスティングサービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、ホスティングサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 特定装置	ホスティングサービスを提供するためにホスティングサービス取扱所に設置する特定のドメイン名管理装置及び情報の蓄積又は転送等を行う装置等の電気通信設備であって、株式会社KDDIウェブコミュニケーションズが設置するもの
4 ホスティングサービス	特定装置及び特定装置に付随するコンピュータプログラム等を使用して行う電気通信サービス
5 ホスティングサービス取扱所	ホスティングサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 ホスティングサービス契約	当社からホスティングサービスの提供を受けるためのホスティングサービス契約
7 ホスティングサービス契約者	当社とホスティングサービス契約を締結している者
8 ユーザID	ホスティングサービス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社がホスティングサービス契約に基づいて当該ホスティングサービス契約者に割り当てるもの
9 パスワード	ホスティングサービス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当該ホスティングサービス契約者が当社に通知するもの
10 独自ドメイン	ホスティングサービス契約者が所有するドメイン名（株式会社

名	日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）
11 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
12 メールングリスト	ホスティングサービス契約者があらかじめ当社の特定装置に登録したメール着信先の一覧
13 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 ホスティングサービスのタイプ等

(ホスティングサービスのタイプ等)

第4条 当社のホスティングサービスは、料金表に定めるタイプ等があります。

第3章 ホスティングサービスの提供区間等

(ホスティングサービスの提供区間等)

第5条 当社のホスティングサービスは、別記1に定める提供区間において提供します。
。

第4章 ホスティングサービス契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1のユーザーIDごとに1のホスティングサービス契約を締結します。この場合において、ホスティングサービス契約者は、1のホスティングサービス契約につき1人に限ります。

(ホスティングサービス契約申込の方法)

第7条 ホスティングサービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うホスティングサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) ホスティングサービスのタイプ等
- (2) その他ホスティングサービス契約の申込みの内容を特定するための事項

(ホスティングサービス契約申込の承諾)

第8条 当社は、ホスティングサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのホスティングサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあったホスティングサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) ホスティングサービス契約の申込みをした者がホスティングサービス又は附帯サービスに係る料金、工事に関する費用又はその他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) ホスティングサービス契約の申込みをした者が第20条(ホスティングサービスの利用停止)の規定によりホスティングサービスの利用停止をされている、又は当社が行うホスティングサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) ホスティングサービス契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) その他ホスティングサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(基本機能)

第9条 当社は、ホスティングサービス契約者に対し、別表に定める基本機能を提供します。

(ホスティングサービスのタイプ等の変更)

第10条 ホスティングサービス契約者は、ホスティングサービスのタイプ及びクラスの変更の請求をすることはできません。

2 ホスティングサービス契約者は、ホスティングサービスのプランの変更の請求をすることができます。

3 当社は、前項の請求があったときは、第8条(ホスティングサービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

ただし、料金表第1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（ホスティングサービスの利用の一時中断）

第11条 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、ホスティングサービスの利用の一時中断（当該ホスティングサービス契約に基づいて利用するホスティングサービスに係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（ホスティングサービス契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第12条 ホスティングサービス契約者がホスティングサービス契約に基づいてホスティングサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（ホスティングサービス契約者が行うホスティングサービス契約の解除）

第13条 ホスティングサービス契約者は、ホスティングサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うホスティングサービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行うホスティングサービス契約の解除）

第14条 当社は、第20条（ホスティングサービスの利用停止）の規定によりホスティングサービスの利用停止をされたホスティングサービス契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのホスティングサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、ホスティングサービス契約者が第20条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ホスティングサービスの利用停止をしないでそのホスティングサービス契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのホスティングサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをホスティングサービス契約者に通知します。

（その他の契約内容の変更）

第15条 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、第7条（ホスティングサービス契約申込の方法）第2号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（ホスティングサービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第16条 ホスティングサービス契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第17条 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第2（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したホスティングサービス契約者がホスティングサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求したホスティングサービス契約者が第20条（ホスティングサービスの利用停止）の規定によりホスティングサービスの利用停止をされている、又は当社が行うホスティングサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求したホスティングサービス契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (4) 付加機能の提供を請求したホスティングサービス契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (6) 料金表第1表第2に特段の定めがあるとき。

2 当社は、料金表第1表第2に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

第18条 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第6章 利用中止等

(ホスティングサービスの利用中止)

第19条 当社は、次の場合には、ホスティングサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上もしくは工事上やむを得ないとき。
- (2) 第21条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) ユーザID又はパスワードの漏洩が想定される事態を発見したとき。

2 当社は、前項の規定によりホスティングサービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをホスティングサービス契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(ホスティングサービスの利用停止)

第20条 当社は、ホスティングサービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのホスティングサービス又は附帯サービスに係る料金その他の債務（当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金（当社がホスティングサービスに係る料金と料金月（1の暦月の起算日（当社がホスティングサービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）単位で一括して請求するものに限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が当社に支払われるまでの間）、そのホスティングサービス又は附帯サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第36条（利用に係るホスティングサービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、ホスティングサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、もしくは及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、複数のホスティングサービス契約を締結しているホスティングサービス契約者が、そのいずれかのホスティングサービス契約において、第36条（利用に係るホスティングサービス契約者の義務）の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのホスティングサービス契約に係るホスティングサービスの利用を停止することがあります。

3 当社は、前2項の規定によりホスティングサービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をホスティングサービス契約者に通知します。

ただし、第1項第2号若しくは前項の規定によりホスティングサービスの利用停止をする場合は、この限ではありません。

第7章 通信

(通信利用の制限等)

第21条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が利用する電気通信設備であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機	関
気象機関	
水防機関	
消防機関	
災害救助機関	
秩序の維持に直接関係がある機関	
防衛に直接関係がある機関	
海上の保安に直接関係がある機関	
輸送の確保に直接関係がある機関	
通信役務の提供に直接関係がある機関	
電力の供給に直接関係がある機関	
水道の供給に直接関係がある機関	
ガスの供給に直接関係がある機関	
選挙管理機関	
別記7に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関	
預貯金業務を行う金融機関	
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関	

2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。また、当社の電気通信設備を占有する等、その通信がホスティングサービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信は相手先に着信または相手先から着信しないことがあります。

第21条の2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

(当社の契約約款等による制約)

第22条 ホスティングサービス契約者は、当社の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、ホスティングサービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においてはホスティングサービスに係る通信を行うことはできません。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第23条 当社が提供するホスティングサービスに係る料金は、基本利用料（料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第1（基本利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）及び付加機能利用料（料金表第1表第2（付加機能利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供するホスティングサービスに係る工事に関する費用は、工事費（料金表第1表第3（工事費）に定める工事費をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第24条 ホスティングサービス契約者は、そのホスティングサービス契約に基づいて当社がホスティングサービスの提供を開始した日から起算してホスティングサービス契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、当社が提供するホスティングサービスの態様に応じて、定額利用料（料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第1（基本利用料）及び料金表第1表第2（付加機能利用料）に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりホスティングサービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、ホスティングサービス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、ホスティングサービス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、ホスティングサービス契約者は、次の場合を除いて、ホスティングサービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 ホスティングサービス契約者の責めによらない理由により、ホスティングサービスを全く利用できない状態（ホスティングサービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのこと	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料

を当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき	
2 当社の故意又は重大な過失により、そのホスティングサービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第25条 ホスティングサービス契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第3（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのホスティングサービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下 この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 ホスティングサービス契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第26条 ホスティングサービスに係る料金の計算方法並びにホスティングサービスに係る料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第27条 ホスティングサービス契約者は、ホスティングサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第28条 ホスティングサービス契約者は、ホスティングサービスに係る料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限り

ではありません。

第9章 最低利用期間

(最低利用期間)

第29条 ホスティングサービスについては、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、その契約に基づいて当社がホスティングサービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月間とします。

ただし、料金表に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。

3 ホスティングサービス契約者は、前項の最低利用期間内にホスティングサービス契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

第10章 保守

(ホスティングサービス契約者の維持責任)

第30条 ホスティングサービス契約者は、善良な管理者の注意をもって特定装置を維持していただきます。

(ホスティングサービス契約者の切分責任)

第31条 ホスティングサービス契約者は、ホスティングサービス契約者が特定装置に設定若しくは保存したコンピュータプログラム（当社が提供するコンピュータプログラムをホスティングサービス契約者が改変したもの及び当社が提供していないコンピュータプログラムをいいます。以下同じとします。）を利用している場合においてホスティングサービスを利用することができなくなったときは、そのコンピュータプログラムに問題等のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、ホスティングサービス契約者から要請があったときは、当社は、当社の設置した電気通信設備に故障がない事を確認し、その結果をホスティングサービス契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の確認により、当社の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ホスティングサービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がホスティングサービス契約者が設定もしくは設置したコンピュータプログラムにあったときは、ホスティングサービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第32条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、もしくは滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第21条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの

	選挙管理機関に設置されるもの 別記7に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機 関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置される もの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第33条 当社は、ホスティングサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのホスティングサービスが全く利用できない状態（当該ホスティングサービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該ホスティングサービスの損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、ホスティングサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該ホスティングサービスに係る定額利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、ホスティングサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第1（基本利用料）又は料金表第1表第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注）第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第34条 当社は、ホスティングサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理もしくは復旧の工事にあたって、ホスティングサービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合にそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により、ホスティングサービス契約者が設定若しくは設置したコンピュータプログラムの改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

3 当社は、コンピュータプログラムやデータ（ホスティングサービス契約者が保存した情報をいいます。）が、消失、破損、漏洩などの事象が発生しても、その損害については、一切責任を負いません。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第35条 当社は、ホスティングサービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたホスティングサービス契約者にお知らせします。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係るホスティングサービス契約者の義務)

第36条 ホスティングサービス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がホスティングサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がホスティングサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3) ユーザID又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行うホスティングサービス取扱所に届け出ること。

(4) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、ホスティングサービスを利用しないこと。

2 当社は、ホスティングサービス契約者の行為が別記4に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第4号の義務に違反したものとみなします。

3 ホスティングサービス契約者は、前2項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(ホスティングサービス契約者に係る情報の利用)

第37条 当社は、ホスティングサービス契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、ホスティングサービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合があります。

(法令に規定する事項)

第38条 ホスティングサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5に定めるところによります。

(閲覧)

第39条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第40条 ホスティングサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記6に定めるところによります。

別記

1 ホスティングサービスの提供区間

当社のホスティングサービスは、特定装置と相互接続点との間において提供します。

2 ホスティングサービス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりホスティングサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うホスティングサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 ホスティングサービス契約者の氏名等の変更

- (1) ホスティングサービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うホスティングサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) ホスティングサービス契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 ホスティングサービス契約者の禁止行為

ホスティングサービス契約者は、ホスティングサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) ホスティングサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (14) その他法令に違反する行為
- (15) (1)から(14)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

6 附帯サービスの提供

(1) 削除

(2) IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行

ア 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのホスティングサービス契約者に代わって社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）又はJPRS等にIPアドレスの割当て若しくは返却又はドメイン名の割当て、変更、移転若しくは廃止の申請手続き等を行います。

イ アの場合において、ホスティングサービス契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表第2表（附帯サービスに関する料金等）に定める手数料を支払っていただきます。

ウ ホスティングサービス契約者は、ドメイン名（当社が別に定めるものに限ります。）を利用している場合は、当社が別に定めるところにより、料金表第2表（附帯サービスに関する料金等）に定める手数料を支払っていただきます。

(3) グループウェアのライセンス付与

ア 当社は、ホスティングサービス契約者（料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第1（基本料）に定めるDNSタイプに係るホスティングサービス契約者に限ります。以下このアにおいて同じとします。）から請求があったときは、ホスティングサービス契約者が米国Delaware州法人Google Inc.が定める契約（当社が別に定めるものに限ります。以下この(3)において「ライセンス規約」といいます。）に同意することを条件として、ホスティングサービス契約者とライセンス（ライセンス規約に規定するエンドユーザアカウントをいいます。以下同じとします。）の付与に関する契約を締結します。

イ ライセンスの付与に関する契約（以下「ライセンス契約」といいます。）の契約期間（以下「ライセンス期間」といいます。）は、当社がアの請求を承諾した日（以下「ライセンス契約日」といいます。）から、ライセンス契約日の属する

料金月の12料金月後の末日までとします。

ウ ライセンス期間は、あらかじめライセンス契約の契約者から、当社が別に定める方法により、ライセンス契約を更新しない旨の申出がない限り、ライセンス期間満了後も従前と同じ内容で1年間更新され、以降その満了の度ごとに同様とします。

エ 当社は、アの請求を承諾した場合、ホスティングサービス契約者から請求のあった数のライセンス（ライセンス期間中有効なものに限ります。以下同じとします。）を付与するものとし、ウの更新があったときは、更新前のライセンス期間の満了日におけるライセンス数と同数の新たなライセンスを付与します。

オ ウ及びエの規定にかかわらず、当社は、ライセンス契約の契約者に係るホスティングサービス契約が解除されたとき、又はそのライセンス契約の終了の申出があったときは、そのライセンス契約を解除します。

カ ライセンス契約を締結しているホスティング契約者は、ライセンスの数を変更する請求を行うことができます。

キ ライセンス契約に係る料金は、ライセンス料（料金表第2表（附带サービスに係る料金等）第3（ライセンス料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

ク ライセンス契約は、譲渡することができません。

ケ ライセンス契約の詳細条件は、この約款に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

(4) 支払証明書の発行

ア 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、その契約者に係るホスティングサービスの支払証明書を発行します。

イ ホスティングサービス契約者は、アの申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（附带サービスに関する料金等）に規定する発行手数料の支払いを要します。

7 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）を料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、月額料金については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金その他の計算については、この料金表に定める税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

(月額料金の日割)

- 5 額料金の日割は、次のとおりとします。

当社は、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

 - ア 料金月の初日以外の日にはホスティングサービスの提供の開始があったとき。
 - イ 料金月の初日以外の日にはホスティングサービス契約の解除があったとき。
 - ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日には月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - エ 第24条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - オ 料金月の初日にホスティングサービスの提供を開始し、その日にそのホスティングサービス契約の解除があったとき。
 - カ 起算日の変更があったとき。
- 6 5の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第24条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

- 8 ホスティングサービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 10 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 11 当社は、当該月に請求すべき料金（税抜価格）の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

- 12 当社は、11の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、ホスティングサービス契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 13 当社は、料金又は工事に関する費用について、ホスティングサービス契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 13の「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 14 第24条（定額利用料の支払義務）から第25条（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のホスティングサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用)

- 16 ホスティングサービスには、最低利用期間があります。
17 ホスティングサービス契約者は、最低利用期間内にホスティングサービス契約の解除があった場合は、第24条（定額利用料の支払義務）及び通則1から6まで（4を除きます。）の定めにかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(料金等の請求)

- 18 ホスティングサービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 ホスティングサービスに係る料金等

第1 基本利用料

1 適用

ホスティングサービスに係る基本利用料（定額利用料のものに限ります。）の適用については、第24条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容						
(1) タイプに係る料金の適用	<p data-bbox="475 517 1398 591">ア 当社は、ホスティングサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="475 591 1398 969"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 591 724 629">タイプの種類</th> <th data-bbox="724 591 1398 629">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 629 724 801">専用タイプ</td> <td data-bbox="724 629 1398 801">1のホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるディスク容量割当機能及び電子メール機能の利用が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 801 724 969">DNSタイプ</td> <td data-bbox="724 801 1398 969">複数のホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるDNS機能の利用が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="475 969 1398 1043">イ 当社は、1のホスティングサービス契約ごとに1のユーザIDを定め、ホスティングサービス契約者にお知らせします。</p> <p data-bbox="475 1043 1398 1207">ウ ホスティングサービスは、ホスティングサービスに係る利用者が特定装置に接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p data-bbox="475 1207 1398 1335">エ 当社は、1のホスティングサービス契約ごとにホスティングサービス契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p> <p data-bbox="475 1335 1398 1462">オ 当社は、ホスティングサービス契約者からパスワードの変更の請求があったときは、特定装置にパスワードの変更の登録を行います。</p> <p data-bbox="475 1462 1398 1536">カ 当社は、相互接続点を介して特定装置と接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p> <p data-bbox="475 1536 1398 1630">キ ホスティングサービス契約者は、タイプの変更を行うことはできません。</p>	タイプの種類	内 容	専用タイプ	1のホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるディスク容量割当機能及び電子メール機能の利用が可能なもの	DNSタイプ	複数のホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるDNS機能の利用が可能なもの
タイプの種類	内 容						
専用タイプ	1のホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるディスク容量割当機能及び電子メール機能の利用が可能なもの						
DNSタイプ	複数のホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるDNS機能の利用が可能なもの						
(2) 削除	削除						

(3) プランに係る料金の適用	<p>当社は、ホスティングサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p> <p>ア 削除</p> <p>イ 専用タイプに係るもの</p>	
	プランの種類	内 容
	M100	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が160ギガバイトであって、利用可能なグローバルIPアドレスの上限数が14のもの
	M200	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が146ギガバイトであって、利用可能なグローバルIPアドレスの上限数が30のもの
	M300	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が146ギガバイトであって、利用可能なグローバルIPアドレスの上限数が120のもの
<p>備考</p> <p>第10条（ホスティングサービスのタイプ等の変更）の規定にかかわらず、専用タイプに係るホスティングサービス契約者は、プランの変更を行うことはできません。</p>		

2 料金額

(1) 削除

(2) 専用タイプに係るもの

定額利用料

1 ユーザ I D ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
M 1 0 0	47, 000円
M 2 0 0	54, 000円
M 3 0 0	61, 000円

(3) DNSタイプに係るもの

定額利用料

1 ユーザ I D ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
DNSタイプ	2, 800円

第2 付加機能利用料

1 適用

ホスティングサービスに係る付加機能利用料（定額利用料のものに限ります。）の適用については、第24条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
削除	削除

2 料金額

削除

第3 工事費

1 適用

ホスティングサービスに係る工事費の適用については、第25条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
(1) 工事費の適用	工事費は、1 ユーザ I D 又は 1 許諾ごとに適用します。
(2) 削除	削除

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
(1)～(4) 削除	削除	削除
(5) 利用の開始に関する工事 (M100)	1 ユーザ I D ごと に	166,800円
(6) 利用の開始に関する工事 (M200)	1 ユーザ I D ごと に	297,000円
(7) 利用の開始に関する工事 (M300)	1 ユーザ I D ごと に	318,000円
(8) プラン変更に関する工事	1 ユーザ I D ごと に	3,800円

第2表 附帯サービスに関する料金等
第1 削除

第2 手数料

1 適用

手数料の適用については、別記7（IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 削除	削除
(2) 削除	削除
(3) IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行に係る手数料の適用	<p>ア IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行を請求したホスティングサービス契約者は、当社が別に定めるところにより、2（料金額）に定める手数料の支払いを要します。</p> <p>イ 一般トップレベルドメイン名（JPRSが割り当てるドメイン名以外のドメイン名であって、当社が別に定めるドメイン名をいいます。以下同じとします。）又はJPRSが割り当てる汎用JPドメイン名を変更することはできません。</p> <p>ウ 当社は、ドメイン名維持管理料については、日割は行いません。</p> <p>エ 利用することができる独自ドメインの種類は、当社が別に定めるところによるものとし、その登録及び変更は、当社が別に定めるところにより行っていただきます。</p>
(4) サーバ証明書に係る手数料の適用	<p>ア サーバ証明書（ホームページ（URLごとに電子計算機の表示画面に表示される一葉の情報（インターネット上のウェブサイトを構成するものに限り。）であって、別表1欄に定めるディスク容量割当機能により、特定装置に保存されたものをいいます。以下同じとします。）の正当性を証明するために、認証機関（当社が別に定める機関に限り。）から発行される電子証明書をいいます。以下同じとします。）取得に係る申請手続きの代行を請求したホスティングサービス契約者は、2（料金額）に定める手数料の支払いを要します。</p> <p>イ 当社は、平成28年2月29日付附則に定める旧S2クラスに係るホスティングサービス契約者から請求があった場合に、GM Oグローバルサイン株式会社又は日本ベリサイン株式会社へのサーバ証明書取得に係る申請手続きの代行を行います。</p>

2 料金額

(1) 削除

(2) 手数料

ア 一般トップレベルドメイン名に係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格)
申請手数料	1ドメイン名ごと に	6,000円

ドメイン名の変更又は移転に係るもの	1ドメイン名ごとに	30,000円
指定事業者（登録代行者）の変更に係るもの	1ドメイン名ごとに	6,000円

(イ) ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格)
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに年額	4,600円

イ JPRSが割り当てるドメイン名に係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格)
ドメイン名の割当てに係るもの	1ドメイン名ごとに	6,000円
ドメイン名の変更又は移転に係るもの	1ドメイン名ごとに	30,000円
指定事業者（JPRSが定める指定事業者をいいます。）の変更に係るもの	1ドメイン名ごとに	3,000円

(イ) ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格)
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに年額	3,600円

ウ サーバ証明書に係るもの

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格)
サーバ証明書取得代行手数料		
(ア) GMOグローバルサイン株式会社へ申請するもの		
① クイック認証SSL	1証明書ごとに	28,500円
② 企業認証SSL	1証明書ごとに	39,000円
③ EV SSL	1証明書ごとに	92,000円
(イ) 日本ベリサイン株式会社へ申請するもの		
① ②以外のもの	1証明書ごとに	70,800円
② 更新に伴う申請に係るもの	1証明書ごとに	106,000円
取得済みサーバ証明書設置手数料	1証明書ごとに	20,000円

第3 ライセンス料

1 適用

ライセンス料の適用については、別記6（附帯サービスの提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) ライセンス料の適用	<p>ア ホスティングサービス契約者は、ライセンスの付与を受けたときは、付与を受けたライセンスごとに、2（料金額）に定める追加契約料の額に、付与を受けた日の属する料金月の翌料金月からライセンス期間が満了する日の属する料金月までの料金月数を乗じて得た額の支払いを要します。</p> <p>イ この約款に特段の定めがある場合を除き、ライセンス期間の満了前にライセンス数の減少又はライセンス契約の解除があった場合であっても、ライセンス料の減額又は返還は行いません。</p>
(2) ライセンス料の特別取扱い	<p>当社は、平成28年2月29日付附則に定める旧S2クラスに係るホスティングサービス契約者が支払いを要するライセンス料について、1のライセンスに係るライセンス料に限り減免する取扱い（以下この欄において「ライセンス料の特別取扱い」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、ライセンス料の特別取扱いの適用を受けるホスティングサービス契約者は、ライセンス期間（更新後のものを含みます。）の満了前に、そのホスティングサービスについて利用停止又はホスティング契約の解除があったときは、2（料金額）に定めるライセンス料に、残余のライセンス期間（その利用停止又は解除のあった日の属する料金月の翌料金月以降のライセンス期間をいいます。）に係るライセンス料について、一括して支払っていただきます。</p>

2 料金額

区 分	単 位	1 料金月あたり
		料 金 額 (税抜価格)
ライセンス料	1ライセンスごとに	500 円

第4 支払証明書の発行に係るもの

1 適用

支払証明書の発行に関する料金の適用については、別記6（附帯サービスの提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

内 容	
支払証明書の発行手数料の適用	ホスティングサービス契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格)
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行 1回ごとに	400 円
備 考 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

別表

基本機能

区 分	提 供 条 件
1 ディスク容量割当機能	<p>当社が別に定めるところに従って、ホスティングサービス契約者に割り当てられたユーザーID及びパスワードの送信があった場合に限り、蓄積、閲覧、消去等が可能な特定装置上の記憶領域（ホームページ及び2欄に定める電子メールの格納に利用することができるもの）を割り当てるもの</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本基本機能は、ホスティングサービス契約者（DNSタイプに係るホスティングサービス契約者を除きます。）に限り、提供します。 2 ホスティングサービス契約者は、当社所定の方法によりあらかじめ申し出た特定のユーザーID及びパスワードの送信を行う場合に限り、本機能により割り当てられる領域に係る情報の蓄積、閲覧、消去等を行うことができるものとします。 3 本機能により割り当てられる記憶領域の容量は、料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第1（基本利用料）（1）（タイプに係る料金の適用）に定めるとおりとします。 4 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。 5 第20条（ホスティングサービスの利用停止）に定めるほか、当社は、別記4（ホスティングサービス契約者の禁止行為）に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止を行うことがあります。 6 当社は、5の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止をされたホスティングサービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのホスティングサービス契約者に係る本機能の利用の廃止を行うことがあります。 7 本機能により割り当てられた記憶領域に蓄積された情報は、消去後復元できません。 8 当社は、本基本機能を利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失による損害又は特定装置上の記憶領域に蓄積された情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 9 本基本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

<p>2 電子メール機能</p>	<p>電子メール（特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含みます。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信であって、当社が別に定める方式を用いるものをいいます。以下同じとします。）の蓄積、再生又は転送等を行うことができるもの</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本基本機能は、ホスティングサービス契約者（DNSタイプに係るホスティングサービス契約者を除きます。）に限り、提供します。 2 当社は、ホスティングサービス契約者に対し、本基本機能の利用に係る電子メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。 3 ホスティングサービス契約者は、当社が別に定めるところにより、メーリングリストの利用の請求を行うことができません。この場合、利用可能なメーリングリストの数の上限及び1のメーリングリストに含めることのできるメールアドレスの上限は、当社が別に定めるところによります。 4 電子メールとして蓄積できる容量及び期間は、当社が別に定めるところによります。 5 ホスティングサービス契約者が送信した電子メールについて、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、そのホスティングサービス契約者の電子メールの転送を継続して行うことがシステム機能提供通信サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、そのホスティングサービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。 6 当社は、この機能を利用した場合に生じた電子メールの破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 7 本基本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
<p>3 DNS機能</p>	<p>ホスティングサービス契約者が使用するゾーン情報（独自ドメイン名及びIPアドレス群によって構成されるものをいいます。以下同じとします。）を当社の特定装置に登録することによって、そのゾーンに係るデータを利用することができるようにするもの</p>

備考	<ol style="list-style-type: none">1 本基本機能は、ホスティングサービス契約者（DNSタイプに係るホスティングサービス契約者に限り、）に限り、提供します。2 ホスティングサービス契約者が利用できるゾーン情報の数は、1のホスティングサービス契約につき1に限り、ます。3 1のゾーン情報に登録できる独自ドメインの数は1まで、IPアドレス群の数は20までとします。4 本基本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
----	---

附 則

(実施期日)

この約款は、平成20年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年4月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年12月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったホスティングサービスに関する料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じたホスティングサービスに関する損害賠償については、なお従前のおりとします。

4 削除

5 この改正規定実施の際現に、旧約款の規定により提供している共用タイプのホスティングサービスに係るディスク容量については、新約款の規定にかかわらず、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社のDNSホスティングサービス契約約款（以下「

廃止約款」といいます。)の規定により締結しているDNSホスティングサービス契約(以下この附則において「既存契約」といいます。)については、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款(以下「改正約款」といいます。)の規定により締結したDNSタイプに係るホスティングサービス契約に移行したものとします。

(最低利用期間に関する経過措置)

- 3 前項の規定に基づき移行したDNSタイプに係るホスティングサービス契約の最低利用期間は、当社が既存契約に係るDNSホスティングサービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月間とします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

- 4 この改正規定実施前に、廃止約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正約款中にこれに相当する規定があるときは、改正約款の規定に基づき行ったものとみなします。

- 5 この改正規定実施の際現に、廃止約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この改正約款にこれに相当する規定があるときは、この改正約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

(料金等の支払に関する経過措置)

- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、ホスティングサービス契約者は、別記6の(3)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第2表(附帯サービスに関する料金等)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成23年3月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成23年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年5月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年8月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(一部の付加機能の廃止に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加機能（コンピュータプログラム提供機能（ホームページ解析に係るものに限ります。）に限ります。）については、この改正規定実施の日において、提供の終了の請求があったものとみなして取り扱います。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下この附則において「旧約款」といいます。）に規定する下表左欄のサービスに係るホスティングサ

ービス契約は、この改正規定実施の日において、下表右欄のサービスに係るホスティングサービス契約に移行したものとします。

ホスティングサービス プランの種類がS 5のもの	旧ホスティングサービス プランの種類が旧S 5のもの
-----------------------------	-------------------------------

3 削除

4 前2項に定める旧ホスティングサービスに関する取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 旧ホスティングサービスの基本利用料に係るもの

(1-1) 適用

区 分	内 容
旧ホスティングサービスに係るプランの変更等に係る取扱い	ア 第10条（ホスティングサービスのタイプ等の変更）の規定にかかわらず、ホスティングサービス契約者は、旧S 5から他のプランへの変更を行うことはできません。 イ 第29条（最低利用期間）第2項前段の規定にかかわらず、旧ホスティングサービスに係る最低利用期間は、12ヶ月とします。

(1-2) 料金額

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
旧S 5	2,520円

(2) 削除

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。

(附則の改正)

2 平成21年12月24日付附則第4項を「削除」に改めます。

3 平成26年11月1日付附則第3項を「削除」に改め、同第4項中「旧ホスティングサービス及び旧ホームページスタートサービス」とあるのは「旧ホスティングサービス」に改め、同第4項1号中「5,500円」とあるのは「2,520円」に改め、及び同第4項第2号を「削除」に改めます。

(経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施の際、現に提供されている旧ホームページスタートサービスについては、この改正規定実施の日とそのホスティングサービス契約者（旧ホスティングサービスに係る者を含みます。）から旧ホームページスタートサービスの提供の終了に係る申し出があったものとみなして取り扱います。この場合において、そのホスティングサービス契約者は、その終了日の如何にかかわらず、旧ホームページスタートサービスの最低利用期間に係る残余の期間に対応する附帯サービス利用料については

、その支払を要しません。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年2月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下この附則において「旧約款」といいます。）に規定する下表左欄のホスティングサービスに係るホスティングサービス契約は、この改正規定実施の日において、下表右欄のホスティングサービスに係るホスティングサービス契約に移行したものとします。

ホスティングサービス 共用タイプ S1クラス S10 S20 S20SSL S30 S40 S50 S2クラス S101 S102 S103 S104	旧ホスティングサービス 旧共用タイプ 旧S1クラス 旧S10 旧S20 旧S20SSL 旧S30 旧S40 旧S50 旧S2クラス 旧S101 旧S102 旧S103 旧S104
--	--

3 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下この附則において「旧約款」といいます。）に規定する下表左欄の追加機能の提供に係るホスティングサービス契約は、この改正規定実施の日において、下表右欄の追加機能の提供に係るホスティングサービス契約に移行したものとします。

ホスティングサービス 内部バックアップ機能 外部バックアップ機能	旧ホスティングサービス 旧内部バックアップ機能 旧外部バックアップ機能
--	---

4 前2項に定める旧ホスティングサービスに関する取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 基本利用料

ア 適用

旧ホスティングサービスに係る基本利用料（定額利用料のものに限ります。）の適用については、第24条（定額利用料の支払義務）及び料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第1（基本利用料）1（適用）の規定によるほか、次のとおりとしします。

区 分	内 容		
(1) タイプに係る料金の適用	当社は、旧ホスティングサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のタイプを定めず。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%;">タイプの種類</td> <td style="width: 50%;">内 容</td> </tr> </table>	タイプの種類	内 容
タイプの種類	内 容		

	<p>共用タイプ</p> <p>複数のホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるディスク容量割当機能及び電子メール機能の利用が可能なもの</p> <p>備考 旧ホスティングサービスは共用タイプに限り提供します。</p>												
(2) クラスに係る料金の適用	<p>ア 当社は、旧ホスティングサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、クラスを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>クラスの種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧S1クラス</td> <td>株式会社KDDIウェブコミュニケーションズが特定装置を設置するものであって、付加機能の利用に制限があるもの</td> </tr> <tr> <td>旧S2クラス</td> <td>株式会社KDDIウェブコミュニケーションズが特定装置を設置するものであって、付加機能の利用に制限がないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ホスティングサービス契約者は、クラスの変更を行うことはできません。</p>	クラスの種類	内 容	旧S1クラス	株式会社KDDIウェブコミュニケーションズが特定装置を設置するものであって、付加機能の利用に制限があるもの	旧S2クラス	株式会社KDDIウェブコミュニケーションズが特定装置を設置するものであって、付加機能の利用に制限がないもの						
クラスの種類	内 容												
旧S1クラス	株式会社KDDIウェブコミュニケーションズが特定装置を設置するものであって、付加機能の利用に制限があるもの												
旧S2クラス	株式会社KDDIウェブコミュニケーションズが特定装置を設置するものであって、付加機能の利用に制限がないもの												
(3) プランに係る料金の適用	<p>当社は、旧ホスティングサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p> <p>ア 旧S1クラスに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プランの種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧S10</td> <td>別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が50ギガバイトであって、SSL (Secure Socket Layer) プロトコルによる暗号化通信 (以下この附則において「SSL暗号化通信」といいます。)に係るホームページ用のURL (以下この附則において「ホームページアドレス」といいます。)が当社指定のものであるもの</td> </tr> <tr> <td>旧S20</td> <td>別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が70ギガバイトであって、SSL暗号化通信に係るホームページアドレスが当社指定のものであるもの</td> </tr> <tr> <td>旧S20SSL</td> <td>別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が70ギガバイトのもの (旧S20のものを除きます。)</td> </tr> <tr> <td>旧S30</td> <td>別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が80ギガバイトのもの</td> </tr> <tr> <td>旧S40</td> <td>別表に定めるディスク容量割当機能によって</td> </tr> </tbody> </table>	プランの種類	内 容	旧S10	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が50ギガバイトであって、SSL (Secure Socket Layer) プロトコルによる暗号化通信 (以下この附則において「SSL暗号化通信」といいます。)に係るホームページ用のURL (以下この附則において「ホームページアドレス」といいます。)が当社指定のものであるもの	旧S20	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が70ギガバイトであって、SSL暗号化通信に係るホームページアドレスが当社指定のものであるもの	旧S20SSL	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が70ギガバイトのもの (旧S20のものを除きます。)	旧S30	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が80ギガバイトのもの	旧S40	別表に定めるディスク容量割当機能によって
プランの種類	内 容												
旧S10	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が50ギガバイトであって、SSL (Secure Socket Layer) プロトコルによる暗号化通信 (以下この附則において「SSL暗号化通信」といいます。)に係るホームページ用のURL (以下この附則において「ホームページアドレス」といいます。)が当社指定のものであるもの												
旧S20	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が70ギガバイトであって、SSL暗号化通信に係るホームページアドレスが当社指定のものであるもの												
旧S20SSL	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が70ギガバイトのもの (旧S20のものを除きます。)												
旧S30	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が80ギガバイトのもの												
旧S40	別表に定めるディスク容量割当機能によって												

		割り当てる特定装置上の記憶容量が90ギガバイトのもの
旧S50		別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が100ギガバイトのもの
備考 第10条（ホスティングサービスのタイプ等の変更）の規定にかかわらず、ホスティングサービス契約者は、変更後のプランに係る定額利用料が、変更前のプランにかかる定額利用料より減少するプランの変更を行うことはできません。		
イ 旧S2クラスに係るもの		
プランの種類	内 容	
旧S101	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が50ギガバイトであって、SSL暗号化通信に係るホームページアドレスが当社指定のものであるもの	
旧S102	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が70ギガバイトであって、SSL暗号化通信に係るホームページアドレスが当社指定のものであるもの	
旧S103	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が70ギガバイトのもの（旧S102のものを除きます。）	
旧S104	別表に定めるディスク容量割当機能によって割り当てる特定装置上の記憶容量が80ギガバイトのもの	
備考 第10条（ホスティングサービスのタイプ等の変更）の規定にかかわらず、ホスティングサービス契約者は、最低利用期間内に行うプランの変更であって、変更後のプランに係る定額利用料が、変更前のプランにかかる定額利用料より減少するプランの変更を行うことはできません。		

イ 料金額

① 旧S1クラスに係るもの

定額利用料

1ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
旧S10	3,800円
旧S20	5,600円
旧S20SSL	7,600円
旧S30	9,400円

旧S40	11,400円
旧S50	13,200円

② 旧S2クラスに係るもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
旧S101	3,800円
旧S102	5,600円
旧S103	7,600円
旧S104	10,000円

(2) 付加機能利用料

ア 適用

旧ホスティングサービスに係る付加機能利用料（定額利用料のものに限ります。）の適用については、第24条（定額利用料の支払義務）及び料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第2（付加機能利用料）1（適用）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 削除	削除
(2) 削除	削除
(3) 旧バックアップ機能に係る付加機能利用料の適用	<p>ア ホスティングサービス契約者は、第24条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、当社が旧内部バックアップ機能又は旧外部バックアップ機能の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月の初日から起算して旧内部バックアップ機能又は旧外部バックアップ機能の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月に属する場合は、その料金月の初日から末日までの期間）について、旧内部バックアップ機能又は旧外部バックアップ機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。</p> <p>イ 当社は、旧外部バックアップ機能に係る記憶領域に係る容量の変更の請求を承諾したときは、承諾した日の属する料金月の翌料金月の初日から、変更後の容量に対応する付加機能利用料を適用します。</p> <p>ウ 当社は、旧内部バックアップ機能又は旧外部バックアップ機能に係る付加機能利用料については、第24条第2項第3号の表の規定に該当するときに限り、その付加機能利用料をその利用日数に応じて日割します。</p>

イ 料金額

① 旧S2クラスに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ア 旧 特定装置上に蓄積された情報（当社が別に定めるものに限ります。）を定期的に複製し、複製した情報を別表に定めるディスク容量割当機能により	1 ユーザIDごとに月額	税抜価格1,900円

内部	割り当てられた特定装置上の記憶領域に一定期間保存する機能			
バックアップ機能	備考	<p>1 本機能は、旧S2クラスに係るホスティングサービス契約者に限り提供します。</p> <p>2 当社は、本機能を利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失による損害又は特定設備上の記憶領域に蓄積された情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>3 契約者に割り当てられた特定装置上の記憶領域に余裕のないときは、本機能により複製された情報の蓄積は行えません。</p> <p>4 その他本機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
旧外部バックアップ機能		<p>特定装置上に蓄積された情報（当社が別に定めるものに限ります。）を定期的に複製し、複製した情報を別表に定めるディスク容量割当機能により割り当てられた特定装置上の記憶領域とは異なる記憶領域（以下この欄において「バックアップ領域」といいます。）に一定期間保存する機能</p> <p>(ア) バックアップ領域が20ギガバイトのもの</p> <p>(イ) バックアップ領域が50ギガバイトのもの</p> <p>(ウ) バックアップ領域が100ギガバイトのもの</p> <p>(エ) バックアップ領域が200ギガバイトのもの</p> <p>(オ) バックアップ領域が500ギガバイトのもの</p>	<p>1 ユーザID ごとに月額</p> <p>1 ユーザID ごとに月額</p> <p>1 ユーザID ごとに月額</p> <p>1 ユーザID ごとに月額</p> <p>1 ユーザID ごとに月額</p>	<p>税抜価格2,000円</p> <p>税抜価格4,000円</p> <p>税抜価格7,000円</p> <p>税抜価格10,000円</p> <p>税抜価格30,000円</p>
	備考	<p>1 本機能は、旧S2クラスに係るホスティングサービス契約者に限り提供します。</p> <p>2 本機能を利用するホスティングサービス契約者は、バックアップ領域の容量を変更する請求をすることができます。</p> <p>3 当社は、2の請求があったときは、第17条（付加機能の提供）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>4 当社は、本機能を利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失による損害又は特定設備上の記憶領域に蓄積された情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>5 バックアップ領域に余裕のないときは、本機能により複製された情報の蓄積は行えません。</p> <p>6 その他本機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		

(3) 工事費

ア 適用

旧ホスティングサービスに係る工事費の適用については、第25条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
(1) 工事費の適用	工事費は、1ユーザID又は1許諾ごとに適用します。
(2) 削除	削除

イ 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
(1) 削除	削除	削除
(2) 削除	削除	削除
(3) 旧内部バックアップ機能の利用の開始に関する工事	1ユーザIDごとに	3,000円
(4) 旧外部バックアップ機能の利用の開始に関する工事	1ユーザIDごとに	5,000円

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。
(旧Gクラスに係るホスティングサービスの廃止等に関する経過措置)
- 2 平成28年2月29日付附則における次表左欄の規定(以下この附則において「廃止規定」といいます。)について、次表右欄に定める取扱いを行います。

平成28年2月29日付附則における規定	取扱い
第2項 表の左欄中「Gクラス」のもの 表の右欄中「旧Gクラス」のもの	削ります。 削ります。
第3項 表の左欄中「コンピュータプログラム提供機能」及び「FTPアカウント追加」のもの 表の右欄中「旧コンピュータプログラム提供機能」及び「旧FTPアカウント追加」のもの	削ります。 削ります。
第4項 (1) (基本利用料) ア(適用)の表 (2) (クラスに係る料金の適用)アの表中「旧Gクラス」の行	削ります。

(3) (プランに係る料金の適用) ウ (旧G クラスに係るもの) イ (料金額) ③ (旧Gクラスに係るもの)	削ります。
(2) (付加機能利用料) ア (適用) の表 (1) の行 (2) の行 イ (料金額) ② (旧Gクラスに係るもの)	削ります。 「削除」に改めます。 「削除」に改めます。
(3) (工事費) ア (適用) の表 (2) の行 イ (工事費の額) (1) 及び (2) の行	削ります。 削ります。 「削除」に改めます。

3 削除

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成28年9月1日付附則第3項について、「削除」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。